

# BLUE DATA BOOK IBARAKI 2023

## 茨城の 外来種データブック 2023年版



茨城県

## はじめに



茨城県は、霞ヶ浦・酒沼などの湖沼をはじめ、那珂川などの河川、筑波山や県北の山地、里地里山などの豊かな自然に恵まれております。そこに存在する多種多様な生物のつながりにより、本県の生物多様性が生まれ、茨城に住む私たちは、古来より多大な恩恵を受けてきました。

一方で、そうした生物多様性は、地球温暖化の進行をはじめ、開発行為や乱獲、里地里山の手入れ不足、外来種の侵入・定着などにより脅かされています。

県におきましては、豊かな自然を次世代に引き継いでいくため、新しい県総合計画の政策のひとつに「自然環境の保全・再生」を掲げ、身近な自然環境の保全や、サステナブルな社会づくりに取り組んでおります。

特に、2014年に策定した「茨城の生物多様性戦略」に基づき、外来種が生態系や在来種に与える影響の大きさから本県の生物多様性を保全するために、「外来生物の侵入防止と根絶・抑制」に取り組み、生物多様性センターを中心として、特定外来生物の情報収集や発信、各種調査を行うとともに、国や市町村、NPO等との協力によって駆除活動を実施してきました。

さらに、昨年2月には、これまでに本県に侵入・定着した外来種、あるいは今後侵入のおそれのある種800余種を収録した外来種リストを公表しました。

本冊子では、外来種リストの中から、生態系や農林水産業、人の健康に大きな影響を及ぼす種について解説しております。

本冊子が、県民の皆様をはじめ、市町村、事業者や各種団体の関係者が外来種について正しく認識する一助となり、本県における生物多様性の保全、経済や人的被害などの防止に向けた取組が広がることを期待しております。

2023年3月

茨城県知事 大井川 和彦

# 目 次

---

## 総 論

1 「茨城の外来種データブック」の作成と問題点 .....	2
2 外来種について：国の考え方 .....	8
3 茨城における外来種の選定 .....	12
4 茨城における外来種一覧 .....	14

## 各 論

1 哺乳類	
概要 .....	30
選定種の解説 .....	32
2 鳥類	
概要 .....	36
選定種の解説 .....	37
3 爬虫類・両生類	
概要 .....	43
選定種の解説 .....	44
4 魚類	
概要 .....	47
選定種の解説 .....	48
5 昆虫類	
概要 .....	62
選定種の解説 .....	63
6 その他の無脊椎動物	
概要 .....	74
選定種の解説 .....	75
7 維管束植物	
概要 .....	94
選定種の解説 .....	96
8 蘚苔類・藻類・地衣類・菌類	
概要 .....	163
選定種の解説 .....	165

## 索 引

和名索引 .....	168
学名索引 .....	170

---

# 総論

# 1 「茨城の外来種データブック」の作成と問題点

## 1. 茨城における外来種の現状と問題点

近年、人間の活動による自然攪乱と環境変動と並んで、外来種の侵入が茨城県の生態系への大きな脅威となってきた。茨城県は霞ヶ浦や涸沼をはじめとする多くの湖沼、一級河川の利根川、那珂川、久慈川の3水系、長い海岸線、北部の多賀山地、八溝山地、南部には関東平野にそびえる筑波山と特徴的な景観を多く有し、豊かな生物相を育んできた。

この恵まれた自然は本県に暮らす人々が心身を健やかに、かつ、豊かに暮らすための基盤となる。生物多様性は一旦、損なわれると回復は困難であるため、その安定的な存続に脅威をもたらすものを絶えず注視していくことが必要である。人為により分布域の外に導入された生物は、時としてその地域における生態系のつながりを乱し、侵入してきた種が個体数を急増させることがある。そのため、生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがある海外起源の外来種の中から「特定外来生物」が指定され、防除の対象となっている。

本県においては2018（平成30）年に、茨城県内に定着している特定外来生物及び定着が懸念される特定外来生物について専門家による検討を行い、「茨城における特定外来生物リスト」25種を公表した。それに続いて、広く特定外来生物以外の外来種も含めて、定着が確認された種（定着）、侵入した明確な記録はあるが定着していない種（侵入）、侵入記録は無いが注視する外来種（注視）を取りまとめ、2022（令和4）年2月「茨城における外来種リスト2022」を公開した。このリストでは定着648種、侵入157種、注視48種の計853種が示された。その中には、身近でよく見るコイ（飼育型）やチャバネゴキブリなどが含まれるため、県内における外来種問題を身近に感じる機会になったと考えられる。

これらの取り組みの背景には、2004（平成16）年「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」が成立、2005年に施行されたことから、行政による外来種への関りが深まったことがある。この法律の目的は、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、それらの健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することである。

本法の制定は、自然に詳しい人が関心を寄せていた帰化種の生物学的問題が、広く社会的な関心を呼ぶ外来種問題となる契機となった。2013年に改正法が成立し、在来種との交雑個体（群）も外来生物に含めることや、所有者等不明の土地への立入り等の手続の整備が進められた。また、2010（平成22）年に愛知県で開催された生物多様性条約第10回締約国会議において採択された「愛知目標」を達成するために、2012年度から侵略的外来種リスト作成会議が設置され、2015（平成27）年に「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」がまとめられた。

上述の環境行政の転換の中、2014（平成26）年に茨城県は「茨城の生物多様性戦略」を策定し、2015年には、生態系の持続可能な利用に関する各種施策の推進拠点として茨城県生物多様性センターを設立した。先述した「茨城における特定外来生物リスト」および「茨城における外来種リスト2022」は、同センターが事務局となって専門家を招集して検討した成果であり、県内の生物多様性保全のための基礎資料としての活用が期待される。

2022（令和4）年5月には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、特定外来生物全般に対して既存権限が拡充された。アメリカザリガニやミシシippアカミミガメのように、すでに国内に広く蔓延したことにより従来の規則を適用して飼養や移動の全てを規制するのが困難だった種を、特定の扱いについて規制できるようになった。また、特

に影響が大きい外来生物を対象に新たに設けられた「要緊急対処特定外来生物」は、通関後も、検査や消毒・廃棄命令等が可能となった。より実効性の高い対策が行えるよう法律が整備されたため、本県内でもそれに沿った調査・指導や防除活動を行うよう体制を整えることが課題となる。

現在、茨城県内では木を枯らすツヤハダゴマダラカミキリやクビアカツヤカミキリの侵入状況の確認など、喫緊の対応が求められる課題が生じており、その解決には、地域一丸となった取り組みが不可欠である。後顧の憂いを絶つためには、情報を広く市民から募りながらそれらの種の分布や密度などを正確に把握して、適切に防除活動を進めていく必要がある。

## 2. 「茨城における外来種」冊子の必要性

茨城県には物流・交通の要衝があり首都圏の都市空間と隣接するため、外来種の侵入が生じやすい条件を有しているが、県内の外来種についての基礎的な情報は得られていなかった。今般、「茨城における外来種リスト2022」が作成されて、明治維新以来侵入した805種の外来種が茨城県の生物多様性や県民の健康や農林水産業に深刻な影響を与えうると指摘できたことにより、その影響を封じる活動の推進を大きく加速することが期待される。

このリストには生態系や農業への影響が大きい、いわゆる侵略的な特定外来生物を中心とする外来種が相当数あり、それらについては特段の着目が必要である。そこで、広く県民や関係機関、研究者が最新の知見を共有するために、写真と生態や分布等の詳しい情報を含む「茨城の外来種データブック」（冊子）を刊行することにした。

環境問題の解決には、全世界的な取り組みから地域内での市民の活動まで、さまざまな階層での活動が求められる。その中でも、外来種の問題は生息箇所の発見や観察、報告を通じて、市民が対策に大きく貢献することのできる事項である。身の回りの生物のどれが外来種なのか、そして対策が求められるのはどの種なのかを知って、茨城県の生物多様性を保全し、農林業の産物や地域の緑地を守るために本冊子の活用をお願いしたい。

## 3. 検討の経緯と検討組織等

### 3-1. 検討の経緯

有識者で構成する「茨城における外来種対策検討委員会」を設置し、以下のとおり8回の委員会を開催し、種の選定等について検討議論した。

第1回委員会（全体会）	令和2年8月31日
第2回委員会	令和2年12月2日
第3回検討会	令和3年3月16日
第4回委員会（全体会）	令和3年6月7日
第5回委員会	令和3年10月1日
第6回委員会	令和4年3月2日
第7回委員会（全体会）	令和4年5月11日
第8回委員会	令和4年9月14日

## 2 外来種について:国の考え方

### 1. 外来種とは

「外来種」とは、例えば現在、国内でよく見られるアライグマやオオキンケイギクのように、もともとその地域に生息・生育しなかったのに、人間活動によって他の地域から持ち込まれた生物を指す。「移入種」、「帰化種」、「侵入種」、あるいは「外来生物」と呼ばれることもあり、英語では「alien species」あるいは「invasive species」という。これに対して、もともとその地域で生息・生育してきた種は「在来種」と呼ぶ。

「外来種」という言葉からは、海外から日本に持ち込まれた生物「国外由来の外来種」のことを指すと思われるがちである。しかし、日本に生息・生育する「在来種」でも、たとえばカブトムシのように、本来は本州以南にしか生息しない生物が人間活動によって北海道に持ち込まれたので、北海道では「国内由来の外来種」になる。国内であっても、もともとからその地域にいる生物に大きな影響を与える場合があるので、注意が必要である。

国は行政上の観点から、「外来生物法」（「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の通称）では、海外から日本に持ち込まれた国外由来の外来種に焦点を絞り、人間の移動や物流が盛んになり始めた明治時代以降に導入されたものを中心に対応している。

### 2. 生態系および人社会への影響

ある地域に元々いなかった生物が侵入した時に生じる問題には、大きく分けて、その地域の生態系や生物多様性への影響と、人の生命・身体や農林水産業への影響がある。

#### 2-1. 生態系や生物多様性への影響

一つは捕食による在来種の減少あるいは絶滅である。外来種が肉食の動物の場合、侵入先に生息する動物を捕食することによって在来種の減少をもたらす。例えば、霞ヶ浦に定着したチャネルキャットフィッシュは、強い捕食圧によって在来の小型魚類やエビ類の減少をもたらした。植物食の動物の場合、例えばシカの1種、キョンは房総半島で野生化したが生生への影響が懸念される。

二つ目は、資源をめぐる競争による在来種への圧迫である。例えば、霞ヶ浦に侵入したオオタナゴやタイリクバラタナゴは、在来のタナゴ類と生息場所や産卵場所（二枚目の体内）をめぐる競争の可能性が示唆されている。同様のことは植物についてもいえる。ナガエツルノゲイトウやオオバナミズキンバイは湖沼や川の岸辺に生えるが、夏になると大きな群落を作って周りの植物を圧迫し、湖岸などの植生の多様性を低下させている。

三つ目は侵入先の近縁種と交雑して、在来種との雑種を作る問題である。例えば、外来種のクワガタ類は、日本の在来種との間で雑種を作る可能性が危惧されている。

#### 2-2. 人の身体・生命への危険

南米原産のヒアリは、1900年代以降、船の積荷などにまぎれて北米、中国、オーストラリア、台湾などに持ち込まれた。日本では2017年に発見されたが、近年定着のおそれがでてきた。このアリは強い毒をもち、刺されると強い痛みを感じるだけでなく、蕁麻疹や、場合によってはアナフィラキシーを起こして人を死に至らしめる。また、オーストラリア原産のセアカゴケグモも強い毒をもっている。

#### 2-3. 農林水産業、社会インフラなどへの被害

ヒアリは建物の下に坑道を掘って建物を倒壊させたり、電気施設などをかじって漏電や火災を起こしたりする。さらに、家畜や野生動物を襲って死傷させることもある。霞ヶ浦に定着したカワヒバリガイは、霞ヶ浦用水を經由して県西各地に広がり、農業用の取水・排水施設などに固着して大きな被害を与えている。ナガエツルノゲイトウは、茨城県では新利根川の両岸に大きな群落を作るが、しばしば、農業用の取水口などを塞いで水の流れを止める。また、近年は、水路などから水田や畑に侵入して広がり、農作業や農作物に深刻な被害をもたらしている。

### 3. カテゴリーの区分

#### 3-1. 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種

「生物多様性国家戦略 2012-2020」には、愛知目標の達成に向けた我が国の主要な行動目標が掲げられており、それを受けて、環境省と農林水産省が「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」を2015（平成27）年3月に作成した。これは、侵略性が高く、我が国の生態系を始め、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす、又はそのおそれがある種を、生態的特性や我が国に導入される社会的状況も踏まえて選定した外来種のリストである。

リストへの掲載基準は以下のとおり。

#### 【動物】

- I 生態系への被害が大きいもの
- II 生物多様性の保全上重要な地域（\*）に侵入し、問題になっている、又はその可能性が高いもの  
\*自然公園特別地域、自然環境保全地域、緑地環境保全地域、鳥獣保護区特別保護地区等
- III 生態系被害の他、人体や経済・産業に大きな影響を及ぼすもの
- IV 知見が十分でないが、近縁種や同様の生態を持つ種が明らかに侵略的であるとの情報があるもの、又は、近年の県内への侵入や分布の拡大が注目されている等の理由により、知見の集積が必要とされるもの

#### 【植物】

- I 生態系被害のうち交雑が確認されている、又はその可能性が高いもの
- II 生物多様性の保全上重要な地域（\*）で問題になっている、又はその可能性が高いもの  
\*自然公園特別地域、自然環境保全地域、緑地環境保全地域、鳥獣保護区特別保護地区等
- III 人体に重篤な被害を引き起こす、又はその可能性が高いもの
- IV 生態系被害のうち競合又は改変の影響が大きく、かつ分布拡大・拡散の可能性も高いもの
- V 生態系被害の他、人体や経済・産業へ幅広く被害を与えており、かつ分布拡大・拡散の可能性のあるもの

外来生物法で指定された特定外来生物以外は同法による規制の対象にはならないが、今後の外来種対策の基礎的情報として、国、地方公共団体、国民など、様々な主体に適切な行動を呼びかけるものである。対策の方向性を踏まえて、以下のカテゴリーに分類される。



### (1) 定着が確認されているもの

国内に定着が確認されており、総合的に対策が必要な外来種「総合対策外来種」。生態系等への被害のおそれがあるため、国、地方公共団体、国民など各主体がそれぞれの役割において、防除（野外での取り除き、分布拡大の防止等）、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的な対策を要する外来種。

#### i. 緊急対策外来種

「外来種被害防止行動計画」における対策の優先度の考え方に基づき、被害の深刻度に関する基準（下記）1～4のいずれかに該当することに加え、対策の実効性、実行可能性として5に該当する種。特に緊急性が高く、各主体がそれぞれの役割において積極的に防除を行う必要がある。

#### ii. 重点対策外来種

対策の優先度の考え方に基づき、基準1～4のいずれかに該当する種。甚大な被害が予想されるため、特に、各主体のそれぞれの役割における対策の必要性が高い。

#### iii. その他の総合対策外来種

※緊急的防除種、重点対策種における対策の優先度の考え方の基準（被害の深刻度）

- 1 生態系に係る潜在的な影響・被害が特に甚大
- 2 生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し被害をもたらす可能性が高い
- 3 絶滅危惧種等の生息・生育に甚大な被害を及ぼす可能性が高い
- 4 人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対して甚大な被害を及ぼす（対策の実効性、実行可能性）
- 5 防除手法が開発されている、又は開発される見込みがある等、一定程度の知見があり、対策の目標を立て得る

### (2) 産業又は公益的に重要で利用されているが代替性のないもの

#### i. 適切な管理が必要な産業上重要な外来種「産業管理外来種」

産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないため、利用において逸出等の防止のための適切な管理に重点を置いた対策が必要な外来種。

### (3) 未定着のもの

定着を予防すべき国内に未定着の外来種（定着予防外来種）。定着した場合に生態系等への被害のおそれがあるため、導入の予防や水際での監視、野外への逸出・定着の防止、発見した場合の早期防除が必要な外来種。

#### i. 侵入予防外来種

国内に未侵入の種。特に導入の予防、水際での監視、バラスト水対策等で国内への侵入を未然に防ぐ必要がある。

#### ii. その他の定着予防外来種

侵入の情報はあるが、定着は確認されていない種。

表 1. 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの内訳（2022 年現在）

		動物	植物	計
総合対策外来種		1 4 7	1 6 3	3 1 0
内訳	緊急対策外来種	3 4	1 6	5 0
	重点対策外来種	4 2	6 8	1 1 0
	その他の総合対策外来種	7 1	7 9	1 5 0
産業管理外来種		4	1 4	1 8
定着予防外来種		7 8	2 3	1 0 1
内訳	侵入予防外来種	5 4	2	5 6
	その他の定着予防外来種	2 4	2 1	4 5
計		2 2 9	2 0 0	4 2 9

### 3-2. 特定外来生物

「特定外来生物」とは、国外由来の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものが、「生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種」の中から指定される。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

特定外来生物に指定されると、外来生物法に基づき、その取り扱いは強い規制を受ける。許可を受けずに輸入、販売・譲渡、飼育、環境へのリリース（放流・放鳥など）、生存個体を移動することは禁じられており、違反には罰則がある。

\* 令和 5 年 3 月現在で 156 種（動物 137 種、植物 19 種）が指定されている。

（哺乳類 25 種、鳥類 7 種、爬虫類 21 種、両生類 15 種、魚類 26 種、昆虫類 25 種、甲殻類 6 種、クモ・サソリ類 7 種、軟体動物 5 種、植物 19 種）

### 3 茨城における外来種の選定

#### 1. 外来種の選定

各分科会が文献調査や標本調査、現地調査を実施し、茨城県に定着している外来種、侵入した記録のある外来種を選定した。その他に、近県で確認されている外来種で、本県への侵入が懸念される外来種についても選定した。なお、外来種は、国外由来外来種（外来生物）及び国内由来外来種を対象とした。

#### 2. 「外来種リスト」における選定の基準と手順

冊子の作成に先立ち、2022年2月に「茨城における外来種リスト2022」を茨城県のHP上で公表した（種数は表2参照）。

##### 【選定基準】

原則として、明治時代以降に侵入した外来種を対象とするが、江戸時代末期（開国後）に侵入した外来種も含む。ただし、生態系等への影響が顕著な外来種は、侵入時期がそれ以前や不明な種も対象とした。しかし、あまりにも古い時代に侵入した種は除いた。選定した外来種（生態系等への影響が大きい国内由来外来種を含む）は以下の3分類にまとめた。

- ①定着が確認された種
- ②侵入した明確な記録はあるが、定着していない種
- ③侵入記録は無いが、注視する外来種  
(近県に定着するなど、侵入し定着する可能性が高い外来種)

表2. 「茨城における外来種リスト2022」

カテゴリー分類	定着が確認された外来種 (a)	侵入した明確な記録のある外来種 (b)	定着・侵入した外来種合計 (a) + (b)	侵入記録は無いが、注視する外来種
哺乳類	6	4	10	
鳥類	9	16	25	8
爬虫類	3	3	6	
両生類	2		2	
魚類	36	15	51	
昆虫類	89	21	110	2
その他の無脊椎動物	76	9	85	14
動物計 (c)	221	68	289	24
維管束植物 (d)	419	89	508	24
蘚苔類・藻類・地衣類・菌類 (e)	8		8	
総計 (c) + (d) + (e)	648	157	805	48

### 3. 「茨城の外来種データブック 2023 年版」の掲載種の選定

「茨城における外来種リスト 2022」における掲載種から、特に生態系等への影響が大きい外来種を選定するものとし、以下の項目に該当する種を中心に各分科会が掲載種を決めた。

- ①定着が確認された種のうち生態系等への影響が特に高い外来種
- ②「生態系被害防止外来種リスト」掲載の国外由来外来種
- ③侵入の可能性が高く、侵入後の影響が高い外来種

---

# 各論

# 1 哺乳類

## 哺乳類の概要

茨城県に既に定着している、もしくは今後、侵入し定着の恐れがある外来哺乳類として、7科10種を選定した。これらの種は人間の活動に何らかの関わり合いを持つ種であり、導入された経緯や対策に着目しながら概説すると、以下のとおりである。

まず、定着の歴史がもっとも古い種として、ハツカネズミ、クマネズミ、ドブネズミの3種があげられる。日本列島へ人間が渡来するとともに侵入したと考えられ、イエネズミとも総称されるこれらの種は、人間の生活空間に様々な形で浸透している。電線の咬害や食品の食害、衛生被害等が発生しており、対策は各家庭での個人や専門業者により行われている。また、感染症への関与の懸念から、家畜舎では駆除や侵入防止対策が実施されている。一方、古い記録が散見されることから、在来種・外来種のいずれであるか議論があったハクビシンは、近年は情報の集積と遺伝学的研究から外来種として位置づけられており、茨城県内にも広範囲に定着している。農作物被害、家屋侵入被害等が発生していることから、鳥獣保護管理法※1に基づいた有害鳥獣捕獲の申請・許可のうえで、駆除が行われている。

次に、産業利用、とりわけ毛皮の利用を目的として導入され、各地で定着した種として、ヌートリアやマスカラット、ミンクがあげられる。前者2種は第2次世界大戦を契機とした毛皮需要の増加に伴い、日本各地で養殖され、ヌートリアにいたっては、食糧増産の目的も含まれていたとする記録も残されている。ミンクは高級毛皮の用途として戦後本格的に導入された。いずれも需要の減少による産業の衰退とともに、養殖施設が閉鎖されていく過程で、逸出や意図的な放逐が発生し、野生化したと考えられている。耐水性と保温性を兼ね備えた良質の毛皮を持つこれら3種の動物は、野生下ではいずれも水辺に生息しており、各地での定着も河川などの水辺を中心としている。茨城県は利根川、那珂川、久慈川などの一級水系や、全国2番目の大きさの湖である霞ヶ浦、ラムサール条約登録湿地でもある潤沼等を有し、それらに流出入する水系ネットワークが発達した自然環境がある。ヌートリア、マスカラット、ミンクの茨城県内における確実な記録は現時点では限定的であるものの、侵入・定着した場合の影響の大きさが懸念されることから、早期発見のための予防的見地からもリストに含めた。

産業利用の中でも、動物公園などでの展示教育もしくは愛玩飼育を目的として導入された種として、キョン、アライグマ、クリハラリスがあげられる。飼育施設や個人で飼育していた個体の逸出や意図的な放逐を由来として、日本の自然環境に順応した個体が各地で繁殖し定着している。このうちの一種、キョンは、国内では東京都の伊豆大島と千葉県房総半島南部の2箇所限定に定着している動物である。千葉県では、根絶を目指した対策が進められているが、分布域は拡大傾向にあり、本県へは県境を流れる利根川を超えての侵入が懸念されている。茨城県では雄個体の確実な進入記録があるが、今後、雌を含む、複数個体が侵入した場合、定着する可能性は高く、侵入状況の正確な把握と、千葉県と連携した対策が必要である。

特定外来生物に指定され、県内に既に定着しているアライグマとクリハラリスは、外来生物法※2に基づく防除実施計画が自治体により作成され、対策が行われている。茨城県におけるアライグマは分布拡大からまん延期をむかえており、令和元年以降、年間1000頭を超える個体が駆除されているが、生息数は減少していない。農業被害、家屋侵入被害等が発生しており、対策は個体数調整だけに限定せず、被害防除を同時に行う事が重要である。クリハラリスは現時点での定着範囲は局所的であるが、今後被害を拡大させないためにも、早期根絶を目指した対策が急務である。

これら産業利用のため導入された外来哺乳類は人間の一方的な都合により、国内に導入・遺棄

されたものが定着した種であることを忘れてはならず、ペット等として現在飼育されている他の種が新たに遺棄・定着するようなことは、絶対にあってはならない。

野生化した哺乳類の多くは警戒心が強く、人目を避けて行動するため実際に目撃する機会は少ない。侵入初期の低密度状態では発見はいつそう困難であることから、本冊子によって多くの方々が本県の現状に対する認識を深め、多数の情報が集積されることにより、早期発見や侵入状況の正確な把握につながることを期待される。(後藤 優介)

#### 文献

千葉県. 2021. 第2次千葉県キョン防除実施計画.

茨城県. 2021. 茨城県アライグマ防除実施方針 (第3次茨城県アライグマ防除実施計画).

小林秀司・織田銃一. 2016. ノートリアと国策 戦後のノートリア養殖ブームはなぜ起きたのか?. 哺乳類科学, 55: 189-198.

宇仁義和. 2021. 北海道のミンク養殖業の形成と消滅までの過程—網走地域を中心に—. オホーツク産業経営論集, 30: 1-27.

※1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

※2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

## アライグマ *Procyon lotor* (Linnaeus, 1758)

国外由来外来種

脊索動物門, 哺乳綱, 食肉目, アライグマ科  
Phylum Chordata, Class Mammalia, Order Carnivora, Family Procyonidae

**自然分布域** 北米カナダ南部から中米パナマにかけて

**分布(国内)** ほぼ全国; 県内では、主に県南、県西地域。ほぼ全市町村

**侵入・定着状況** 最初の野生化は愛知県の動物園からの集団逸出とされる。1970年代後半の飼育ブームを機にペットの放逐・逸出から全国で野生化した。主な分布は、北海道、関東、東海、関西、九州北部。本県では1990年代に保護、動物園への収容が始まり、2007年から捕獲、被害の情報が多発する。現状では野生下での定着、繁殖が進み、坂東市、かすみがうら市では年間1000頭以上が捕獲される。

**県内の定着段階** 分布拡大期～まん延期

**生物学的特性** 頭胴長40～60cm、尾長20～40cm、体重4～10kg、オスはメスよりやや大型、目を覆うように黒い帯がある。体色は灰色から明るい茶褐色で尾に黒い輪が4～10本ある。本来、水辺の林に住むが、農耕地、人里など多様な環境に適応し、都市部への進出も見られる。雑食性で、小哺乳類、鳥類、魚類、爬虫類、両生類、昆虫類の他、野菜、果実、穀類等を食べる。

**影響と対策** 全国で生態系被害として、在来の中型哺乳類との競合、広範な動物種への捕食、鳥類への営巣妨害が知られる。北海道ではニホンザリガニなど希少種の捕食が発生している。果樹、野菜等の農作物被害や社寺等、文化財の損壊、汚損なども発生。県内でも、希少な両生類、昆虫類等の捕食が危惧され、農業被害や倉庫、人家への侵入等生活環境被害が頻発している。

### 参考文献

茨城県. 2021. 茨城県アライグマ防除実施方針(第3次茨城県アライグマ防除実施計画). 環境省自然環境局 生物多様性センター. 2018. 分布を拡大する外来哺乳類 アライグマ ハクビシン ノートリア. [https://www.biodic.go.jp/pamph\\_list/youchui.pdf](https://www.biodic.go.jp/pamph_list/youchui.pdf) (2022年11月閲覧)  
国立環境研究所. 侵入生物データベース, アライグマ. <https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/DB/detail/10150.html> (2022年11月閲覧)  
山崎晃司・佐伯緑・竹内正彦・及川ひろみ. 2009. 茨城県でのアライグマの生息動向と今後の管理課題について. 茨城県自然博研究報告, 12: 41-49.

**執筆者** 竹内正彦



撮影: 竹内正彦

生態系等への影響 該当基準 I, III  
日本の侵略的外来種ワースト100

緊急対策外来種

特定外来生物

## ハクビシン *Paguma larvata* (C.E.H.Smith, 1827)

国外由来外来種

脊索動物門, 哺乳綱, 食肉目, ジャコウネコ科  
Phylum Chordata, Class Mammalia, Order Carnivora, Family Viverridae

**自然分布域** 南アジアのヒマラヤから中国、マレー半島と台湾、海南、ボルネオ、スマトラなどの島しょ

**分布(国内)** 日本列島のほぼ全域; 県内では、ほぼ全市町村

**侵入・定着状況** 確実な生息記録は1936-37年に香川県塩江町(現高松市)大滝山が最初であり、その後の調査で東海地方、四国、東北地方の3地域に不連続に分布していることが判明する。現在は、東北から関西にかけてと四国が主な分布域である。第二次世界大戦中に毛皮獣の飼育繁殖が奨励され、導入された経緯が知られている。県内では1963年に山方町(現常陸大宮市)西金砂山での捕獲記録があり、1980年代には県南地域で確認されるようになる。

**県内の定着段階** 分布拡大期～まん延期

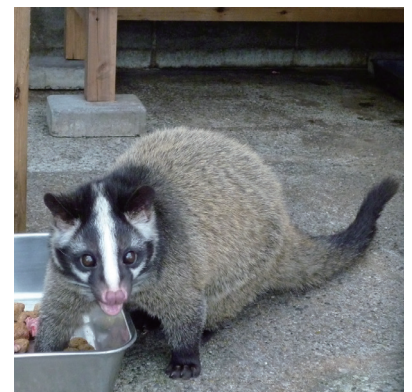
**生物学的特性** 頭胴長60cm程度、尾長40cm程度、体重3kg程度。体色は灰褐色で顔面と四肢の下部は黒褐色、額下部から鼻鏡部中央に白線が入る。夜行性で昼間は樹洞、人家の屋根裏等で休息する。雑食性で果実や種子を好み、哺乳類、鳥類、魚類、爬虫類、両生類、昆虫類等を捕食する。作物では野菜、果実、穀類等を食べる。

**影響と対策** 全国で在来の中型哺乳類との競合が懸念される。鳥類、爬虫類、両生類、他の広範な動物種への捕食、希少種の捕食等、生態系被害が発生している。果樹や野菜類等の農作物被害が発生している。県内でも、ツクバハコネサンショウウオや希少な昆虫類、水生動物等の捕食が危惧され、農業被害や建物への侵入、汚損など生活環境被害は頻発している。

### 参考文献

環境省自然環境局 生物多様性センター. 2018. 分布を拡大する外来哺乳類 アライグマ ハクビシン ノートリア. [https://www.biodic.go.jp/pamph\\_list/youchui.pdf](https://www.biodic.go.jp/pamph_list/youchui.pdf) (2022年11月閲覧)  
国立環境研究所. 侵入生物データベース, ハクビシン. <https://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/DB/detail/10200.html> (2022年11月閲覧)  
中村一恵・石原龍雄・坂本堅五・山口佳秀. 1989. 神奈川県におけるハクビシンの生息状況と同種の日本における由来について. 神奈川自然誌資料, 10: 33-41.  
鳥居春己. 1989. ハクビシン. 鳥居春己(編)『静岡県の哺乳類』. pp. 113-119. 第一法規.  
吉武和治郎. 1998. 茨城県の獣類雑記 - 交通事故致死した獣の鎮魂歌 -. 茨城生物, 18: 33-57.

**執筆者** 竹内正彦



撮影: 竹内正彦

生態系等への影響 該当基準 III

重点対策外来種



## ドブネズミ・クマネズミ・ハツカネズミ

*Rattus norvegicus* (Berkenhout, 1769), *R. rattus* (Linnaeus, 1758), *Mus musculus* Linnaeus, 1758

国外由来外来種

脊索動物門、哺乳綱、齧歯目、ネズミ科

Phylum Chordata, Class Mammalia, Order Rodentia, Family Muridae

**自然分布域** 世界各地

**分布(国内)** ほぼ全国；県内では、ほぼ全市町村

**侵入・定着状況** 日本列島への人間の渡来と共に流入・定着したと考えられているが、詳細は不明。現在では人間の住居やビルなどの生活空間、および牧場や港にも生息する。人や物の移動に伴って他地域へ非意図的に移入、分布拡大する。

**県内の定着段階** 分布拡大期～まん延期

**生物学的特性** ハツカネズミ、クマネズミ、ドブネズミの順に体サイズは大きくなるが、目と耳はクマネズミの方が大きい。クマネズミは登攀能力が高い一方、ドブネズミとハツカネズミは壁を登れない。ドブネズミは人間に対して威嚇・攻撃行動を示すが、クマネズミは鳴き声を発することはほとんどなく、人間に遭遇すると逃走する。

**影響と対策** 電線をかじり火災を起こすなどの咬害、飲食店・食品工場等で食材を盗食されることによる食害、サルモネラやレプトスピラなどの病原体を媒介する感染症伝播が挙げられる。近年では家畜感染症への関与が懸念されており、特定家畜伝染病防疫指針において畜舎内のネズミ駆除・侵入防止の実施が義務付けられている。

### 参考文献

Invasive Species Specialist Group. Global Invasive Species Database. IUCN Species Survival Commission. [http://www.iucngisd.org/gisd/100\\_worst.php](http://www.iucngisd.org/gisd/100_worst.php) (2022年11月閲覧)  
鈴木 仁. 2005. 野生哺乳類、特にネズミ類の遺伝学. 動物遺伝育種研究, 33: 39-46.

**特記事項** ハツカネズミ・クマネズミはIUCN世界の侵略的外来生物ワースト100選定種。クマネズミは緊急対策外来種、ハツカネズミ、ドブネズミは重点対策外来種

**執筆者** 小泉亮子



提供：ミュージアムパーク茨城県自然博物館

生態系等への影響 該当基準 III

緊急対策外来種

重点対策外来種

## キョン *Muntiacus reevesi* (Ogilby, 1839)

国外由来外来種

脊索動物門、哺乳綱、偶蹄目、シカ科

Phylum Chordata, Class Mammalia, Order Artiodactyla, Family Cervidae

**自然分布域** 中国南東部、台湾

**分布(国内)** 千葉県、東京都（伊豆大島）；県内では、県南、県西（未定着）。（神栖市、石岡市）

**侵入・定着状況** 国内では千葉県で1960～1980年代に、東京都伊豆大島で1970年代に飼育個体の逸出により定着したとされ、現在の推定生息頭数は千葉県で約4万頭（2019年）、伊豆大島では約2万頭（2021年）である。本県での確実な記録は、2017年に神栖市の常陸川大橋上でひかれた雄個体、2022年に石岡市で自動撮影カメラにより撮影された雄個体の確認事例があり、その他、キョンの可能性のある目撃情報、鳴き声情報が県南、鹿行地域を中心に散見されはじめている。隣接する千葉県からの侵入が懸念される。

**県内の定着段階** 侵入 / 未定着

**生物学的特性** 小型のシカ科の動物で、オスのみ角を持つ。成獣の頭胴長は70～80cm、肩高は約40cm、体重は10kg程度である。広葉樹の葉を主食とし、常緑樹のアオキやカクレミノなどを嗜好することが知られ、秋にはシイ・カシ類のドングリを食べる。早ければ、生後半年程度で妊娠しはじめ、1度の出産で1頭を産む。出産は年間を通して行われるが、千葉県では5～10月にピークがある。

**影響と対策** 県内では明確な被害は確認されていないが、千葉県や伊豆大島では、採食による森林下層植生の被度の低下、希少種の減少等が指摘され、家庭菜園や庭の草花、植木の食害が報告されている。千葉県、東京都とも、年間約5,000頭以上（令和元年）を駆除しているが、生息数は減少していない。本県では、確実な分布状況の把握が必要である。

### 参考文献

東京都. 2022. 東京都キョン防除実施計画（第3期計画）.

千葉県. 2021. 第2次千葉県キョン防除実施計画.

Ohdachi, S. D., Y. Ishibashi, M. A. Iwasa, D. Fukui & T. Saitoh. 2015. The wild mammals of Japan, Second edition. 506 pp., Shoukadoh Book Sellers and the Mammal Society of Japan, Kyoto.

**執筆者** 後藤優介



撮影：後藤優介（2016年、千葉県いすみ市）

生態系等への影響 該当基準 IV

緊急対策外来種

特定外来生物